

大和町畜産農家購入飼料支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰（飼料価格等）により、経営に大きな影響を受けている町内畜産農家に対し、予算の範囲内において大和町畜産農家購入飼料支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとして、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 町内に住所を有する畜産農家及び畜産業を営む法人を対象とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、基準日に飼育する頭数に対し次のとおりとする。

種 別	支 援 額	基 準 日
酪農牛及び肥育牛	1頭あたり 10,000円	令和7年12月1日
繁殖牛	1頭あたり 5,000円	令和7年12月1日

(支援金の申請及び実績報告)

第4条 規則第3条の規定による支援金交付申請書は、様式第1号として、添付しなければならない書類は、個体識別番号が確認できる書類を添付するものとする。

(支援金の交付方法)

第5条 町長は、前条の申請書を受理し、原則として規則第4条及び第13条の規定により支援金の交付決定及び額の確定を同時にを行うものとし、支援金の額の確定後に支援金を交付するものとする。

(書類の提出部数)

第6条 この要綱により町長に提出する書類の部数は、1部とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。